

島原地域広域市町村圏組合高齢者社会参加支援事業実施要綱

平成 25 年 4 月 30 日告示第 6 号

改正 平成 29 年 2 月 22 日告示第 2 号 平成 30 年 8 月 28 日告示第 30 号

令和 5 年 3 月 16 日告示第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）を構成する島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）に居住する市民の共同連帯の理念に基づき、高齢者社会参加支援事業（以下「事業」という。）を実施し、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 構成市に住所を有する介護保険第 1 号被保険者
- (2) 介護保険料の未納又は滞納がない者

(事業の内容)

第 3 条 この事業は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価した上で評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを転換したときは、現金又は図書カード（以下「評価ポイント転換金等」という。）を支給するものとする。

2 この事業の対象となる介護支援ボランティア活動（以下「ボランティア活動」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

3 前項のボランティア活動の場を提供する高齢者社会参加支援事業受入機関（以下「受入機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法に基づく介護サービスの提供を行う事業者
- (2) 介護者支援及び介護予防活動を行う団体
- (3) 組合及び構成市
- (4) 組合から委託を受け介護者支援及び介護予防活動を行うもの
- (5) その他島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

4 この事業は、第 5 条第 1 項の指定を受けた受入機関でボランティア活動を行うものとする。ただし、受入機関として指定を受けた団体の会員等が当該団体で行う活動は含まないものとする。

(事業主体)

第 4 条 この事業の実施主体は組合とする。ただし、事業の全部又は一部を中立公正な運営かつ

円滑に事業を実施できると管理者が認める事業所に委託することができる。

2 前項ただし書の規定により、委託する業務の範囲、条件その他必要な事項は別に定める。

(受入機関)

第5条 受入機関は、あらかじめ第3条第2項に規定するボランティア活動の場の提供について、管理者から指定を受けなければならない。ただし、組合が実施するものについてはこの限りではない。

2 受入機関が前項の指定を受けようとするときは、高齢者社会参加支援事業受入機関指定申請書(様式第1号)により、管理者へ申請しなければならない。

3 管理者は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、高齢者社会参加支援事業受入機関指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 既に指定を受けていた受入機関が、指定を取り下げようとするときは、高齢者社会参加支援事業受入機関指定取下届(様式第3号)により、管理者に届け出なければならない。

5 管理者は、前項の高齢者社会参加支援事業受入機関指定取下届の届出があったとき、又は受入機関が不正な行為を行ったと認められるときは、高齢者社会参加支援事業受入機関指定取消決定通知書(様式第4号)により指定を取り消すものとし、当該届出者に通知するものとする。

6 受入機関は、次条第2項に規定する活動者がボランティア活動を行った場合は、当該ボランティア活動時間に応じ、回数を単位として評価するものとする。

7 受入機関は、ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、ボランティア活動を1日において4時間以上行った場合は、1日の上限として当該ボランティア活動を4回までとして評価するものとする。

8 評価の方法は、ボランティアカード(様式第5号)に受入機関がボランティア活動確認スタンプ(以下「スタンプ」という。)を押印することによって行うものとする。

9 前項に規定するスタンプの様式は、管理者が別に定める。

(ボランティア活動実績の把握)

第6条 ボランティア活動を行おうとする者は、ボランティア登録申請書(様式第6号)を管理者に提出して、その登録を受けなければならない。

2 管理者は、前項のボランティア登録申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、ボランティア活動者(以下「活動者」という。)として登録し、当該活動者に対してボランティアカードを交付するものとする。

3 管理者は、ボランティア活動実績について、ボランティアカードに押印されたスタンプの数を確認して、評価ポイントを付与することができる。

4 ボランティア活動実績の期間は、評価ポイント転換金等を支給する前年度の1月1日から3月31日及び当該年度の4月1日から12月31日までとする。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は別表第2のとおりとする。

- 2 ボランティア活動実績及び評価ポイントは、他の者へ譲渡することはできない。
- 3 管理者は、ボランティア活動に対して付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差引残高ポイント数については、当該年度末までを有効とし、翌年度には繰り越さないものとする。
(評価ポイントの転換)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換金等の支給を受けようとする者は、第6条第4項のボランティア活動実績の期間の終了後に、ボランティア活動評価ポイント活用申出書(様式第7号)にボランティアカードを添えて管理者に申し出なければならない。

- 2 活動者の介護保険料にかかる未納又は滞納があるときは、当該評価ポイント転換金等は支給しないものとし、当該活動者に介護保険料に係る未納又は滞納がないときは、評価ポイント転換金等の算定基準(別表第3)に基づき支給等を決定し、ボランティア活動評価ポイント転換金等支給決定・却下通知書(様式第8号)を申出者へ通知する。

- 3 年度ごとに支給できる評価ポイント転換金等の限度額は5,000円とする。
(事故等)

第9条 受入機関は、ボランティア活動中に事故があったときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

- 2 受入機関でのボランティア活動中に係る事故等については、組合はその責を負わず、活動者の責任において解決しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月22日告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月28日告示第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月16日告示第10号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

別表第1（第3条関係）

高齢者社会参加支援事業の対象となる介護支援ボランティア活動の内容

- 1 レクリエーション等の指導、参加支援
- 2 お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助
- 3 散歩、外出及び館内移動の補助
- 4 会場設営、芸能披露等の行事手伝い
- 5 話し相手
- 6 その他洗濯物の整理、シーツ交換など施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動

別表第2（第7条関係）

評価ポイントの付与基準

活動実績 (スタンプ押印数)	付与する 評価ポイント	活動実績 (スタンプ押印数)	付与する 評価ポイント
1時間（回）	100ポイント	30時間（回）	3,000ポイント
2時間（回）	200ポイント	31時間（回）	3,100ポイント
3時間（回）	300ポイント	32時間（回）	3,200ポイント
4時間（回）	400ポイント	33時間（回）	3,300ポイント
5時間（回）	500ポイント	34時間（回）	3,400ポイント
6時間（回）	600ポイント	35時間（回）	3,500ポイント
7時間（回）	700ポイント	36時間（回）	3,600ポイント
8時間（回）	800ポイント	37時間（回）	3,700ポイント
9時間（回）	900ポイント	38時間（回）	3,800ポイント
10時間（回）	1,000ポイント	39時間（回）	3,900ポイント
11時間（回）	1,100ポイント	40時間（回）	4,000ポイント
12時間（回）	1,200ポイント	41時間（回）	4,100ポイント
13時間（回）	1,300ポイント	42時間（回）	4,200ポイント
14時間（回）	1,400ポイント	43時間（回）	4,300ポイント
15時間（回）	1,500ポイント	44時間（回）	4,400ポイント
16時間（回）	1,600ポイント	45時間（回）	4,500ポイント
17時間（回）	1,700ポイント	46時間（回）	4,600ポイント
18時間（回）	1,800ポイント	47時間（回）	4,700ポイント
19時間（回）	1,900ポイント	48時間（回）	4,800ポイント
20時間（回）	2,000ポイント	49時間（回）	4,900ポイント
21時間（回）	2,100ポイント	50時間（回）	5,000ポイント
22時間（回）	2,200ポイント		
23時間（回）	2,300ポイント		
24時間（回）	2,400ポイント		
25時間（回）	2,500ポイント		
26時間（回）	2,600ポイント		
27時間（回）	2,700ポイント		
28時間（回）	2,800ポイント		
29時間（回）	2,900ポイント		

別表第3（第8条関係）

評価ポイント転換金等の算定基準

評価ポイント	評価ポイント転換金等		評価ポイント	評価ポイント転換金等	
	現金	品物		現金	品物
100ポイント	100円		3,000ポイント	3,000円	3,000円 相当
200ポイント	200円		3,100ポイント	3,100円	
300ポイント	300円		3,200ポイント	3,200円	
400ポイント	400円		3,300ポイント	3,300円	
500ポイント	500円	500円 相当	3,400ポイント	3,400円	3,500円 相当
600ポイント	600円		3,500ポイント	3,500円	
700ポイント	700円		3,600ポイント	3,600円	
800ポイント	800円		3,700ポイント	3,700円	
900ポイント	900円		3,800ポイント	3,800円	
1,000ポイント	1,000円	1,000円 相当	3,900ポイント	3,900円	4,000円 相当
1,100ポイント	1,100円		4,000ポイント	4,000円	
1,200ポイント	1,200円		4,100ポイント	4,100円	
1,300ポイント	1,300円		4,200ポイント	4,200円	
1,400ポイント	1,400円		4,300ポイント	4,300円	
1,500ポイント	1,500円	1,500円 相当	4,400ポイント	4,400円	4,500円 相当
1,600ポイント	1,600円		4,500ポイント	4,500円	
1,700ポイント	1,700円		4,600ポイント	4,600円	
1,800ポイント	1,800円		4,700ポイント	4,700円	
1,900ポイント	1,900円		4,800ポイント	4,800円	
2,000ポイント	2,000円	2,000円 相当	4,900ポイント	4,900円	5,000円 相当
2,100ポイント	2,100円		5,000ポイント	5,000円	
2,200ポイント	2,200円		※品物を希望した場合、転換後に残ったポイントを現金へ転換することはできない。		
2,300ポイント	2,300円				
2,400ポイント	2,400円				
2,500ポイント	2,500円				
2,600ポイント	2,600円	2,500円 相当			
2,700ポイント	2,700円				
2,800ポイント	2,800円				
2,900ポイント	2,900円				

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

申請者
住所
団体名
代表者
電話

高齢者社会参加支援事業受入機関指定申請書

島原地域広域市町村圏組合高齢者社会参加支援事業の受入施設として指定を受けたいので要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

事業名	
受入施設名	
受入活動内容	1 レクリエーション等の指導、参加支援 2 お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助 3 散歩、外出及び館内移動の補助 4 会場設営、芸能披露等の行事手伝い 5 話し相手 6 その他 (具体的に)
活動場所	
受入人数	1日・回・時間あたり 人まで
その他	

※本書に記載いただいた情報については、公開されますのでご了承ください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

団体名

代表者 様

島原地域広域市町村圏組合 管理者 印

高齢者社会参加支援事業受入機関指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった高齢者社会参加支援事業受入機関指定申請書については、下記のとおりとしたので通知します。

記

以下のとおり指定する。

事業名	
施設名	
活動内容	1 レクリエーション等の指導、参加支援 2 お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助 3 散歩、外出及び館内移動の補助 4 会場設営、芸能披露等の行事手伝い 5 話し相手 6 その他

又は

次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

申請者
住所
団体名
代表者

高齢者社会参加支援事業受入機関指定取下届

年 月 日付けで指定決定された、高齢者社会参加支援事業受入機関指定
を下記のとおり取り下げます。

記

取下年月日	年 月 日
事業名	
施設名	
取下理由	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

団体名

代表者

様

島原地域広域市町村圏組合 管理者 印

高齢者社会参加支援事業受入機関指定取消決定通知書

下記の高齢者社会参加支援事業受入機関については、下記のとおり指定を取り消す。

記

1 指定の概要

取消年月日	
指定年月日	
事業名	
施設名	
活動内容	

2 取消の理由

取消理由	
------	--

様式第5号（第5条関係）

ボランティアカード

■スタンプ押印欄

1 活動__月__日	2 活動__月__日	3 活動__月__日	4 活動__月__日	5 活動__月__日
6 活動__月__日	7 活動__月__日	8 活動__月__日	9 活動__月__日	10 活動__月__日
11 活動__月__日	12 活動__月__日	13 活動__月__日	14 活動__月__日	15 活動__月__日
16 活動__月__日	17 活動__月__日	18 活動__月__日	19 活動__月__日	20 活動__月__日
21 活動__月__日	22 活動__月__日	23 活動__月__日	24 活動__月__日	25 活動__月__日
26 活動__月__日	27 活動__月__日	28 活動__月__日	29 活動__月__日	30 活動__月__日
31 活動__月__日	32 活動__月__日	33 活動__月__日	34 活動__月__日	35 活動__月__日
36 活動__月__日	37 活動__月__日	38 活動__月__日	39 活動__月__日	40 活動__月__日
41 活動__月__日	42 活動__月__日	43 活動__月__日	44 活動__月__日	45 活動__月__日
46 活動__月__日	47 活動__月__日	48 活動__月__日	49 活動__月__日	50 活動__月__日

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

ボランティア登録申請書

私は、島原地域広域市町村圏組合高齢者社会参加支援事業実施要綱に定めるボランティア活動を実施したいので、要綱第6条の定めにより登録を申請します。なお、活動中において、知り得た利用者の個人情報を正当な事由なく第三者に漏らしません。

被保険者番号		ボランティア講座 受 講 年 度	
住 所			
氏 名			
生 年 月 日 性 別	大正 昭和 年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
電 話 番 号			
希 望 す る 活 動 内 容	1 レクリエーション等の指導、参加支援 2 お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助 3 散歩、外出及び館内移動の補助 4 会場設営、芸能披露等の行事手伝い 5 話し相手 6 その他 (具体的に)		
活 動 希 望 日			
活 動 希 望 地 区			

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

申請者

住所

氏名

ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおりボランティアカード（様式第5号）を添えて、介護支援ボランティア活動評価ポイントの活用を申し出ます。

記

評価ポイント	ポイント（円）
評価ポイント転換金等の希望種別	・現金 ・図書カード

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合 管理者 印

ボランティア活動評価ポイント転換金等支給決定・却下通知書

下記のとおりボランティア活動評価ポイント転換金等の支給を決定したので通知します。

記

1 支給を決定します。

決定内容	ポイント数	ポイント
	種 別	・現金 ・図書カード
	金 額 (額 面)	
振込（発送）予定年月日		

2 次の理由により却下します。

却 下 理 由	
---------	--